

福岡県公報

令和七年十月三十一日
第六百四十二号
増刊
①

目次

教育委員会

○福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

(教育庁特別支援教育課) ……………一

労働委員会

○福岡県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用

に関する規則の一部を改正する規則 (労働委員会事務局調整課) ……………一

教育委員会

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第七号

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

福岡県立特別支援学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第二十号)の一部を

次のように改正する。

別表中二十一の項を二十三の項とし、九の項から二十の項までを二項ずつ繰り下げ、
八の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。

10	福岡県立福岡つくし特別支援学校	知的障害者	小学部 中学部 高等部	普通科	六年 三年 三年
----	-----------------	-------	-------------------	-----	----------------

別表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

附則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。

労働委員会

福岡県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十月三十一日

福岡県労働委員会会長 上田 竹志

福岡県労働委員会規則第一号

福岡県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

福岡県労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年福岡県労働委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県労働委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

則

本則中「知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

附則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。

5	福岡県立むなかた特別支援学校	知的障害者	小学部 中学部 高等部	普通科	六年 三年 三年
---	----------------	-------	-------------------	-----	----------------